

# 県営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号。以下「条例」という。）第17条に規定する家賃の減免及び徴収猶予について、県営住宅の入居者が病気や災害あるいは失職等により収入が著しく減少、若しくは家賃決定の際には予想しえなかった大きな支出の発生等により、決定家賃が当該時点における入居者の負担能力では著しく過重となっている場合において、入居者の居住の安定を図る目的から減免及び徴収猶予措置に必要な事項を定めるものとする。

## (減免の対象)

**第2条** 県営住宅入居者（同居者を含む。以下同じ）で、家賃決定の際には予測しえなかった事由等により、収入が著しく減少した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は家賃の減免の対象とする。

- (1) 入居者（同居者を含む。以下同じ）が死亡、失業等により収入月額（継続的に課税対象となる収入及び非課税所得となっている年金給付金等のすべての収入を加算し条例第2条第1項第6号の規定に準じて算出した額。以下同じ。）が公営住宅法施行令第2条第2項に規定する最低収入区分の上限値額の1/2（以下「収入基準額」という。）以下であること。ただし、県改良住宅においては沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第24条の3に掲げる表の最低収入区分の下限値額の1/2（以下「改良住宅収入基準額」という。）以下であること。
- (2) 入居者が、3ヶ月以上の療養を要する疾病にかかり、かつ、収入から当該療養に要した必需費用を控除した後の入居者の収入月額が、収入基準額以下であること。ただし、県改良住宅においては改良住宅収入基準額以下であること。
- (3) 風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）により著しい損害を受けた者。（災害により新たに県営住宅に入居する場合も含む。）ただし、その災害原因が入居者の故意又は重大な過失による場合を除く。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があること。

## (減免基準)

**第3条** 家賃の減免基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する者については、次の表の左欄に定める区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める率を現有家賃の額に乗じて得た額を減額する。

収入基準額及び改良住宅収入基準額に対する収入月額の割合（区分）	現有家賃からの減額率
80パーセントまで	15%
60パーセント以上80パーセント未満	30%
40パーセント以上60パーセント未満	45%

20 パーセント以上 40 パーセント未満	60%
20 パーセント未満	75%

(2) 前条第4号に該当する者のうち、入居者が婚姻によらないで母又は父となったときについては、条例第16条第1項により算定した家賃が、当該入居者が寡婦（夫）控除を受けることができた場合に算定される家賃と差額があった場合において、別表に定めるとおりその差額分について家賃を減額する。

(3) 前各号において、減額すべき額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 前条各号に該当する者のうち、入居者が生活保護法による住宅扶助の受給者で疾病等による長期入院加療のため住宅扶助を停止されたとき、その他知事が特に必要と認めるときについては、減額のほか家賃を免除することができる。

**(適用除外)**

**第4条** この要綱は、次の各号の一に該当する者については、適用しない。

(1) 生活保護法による住宅扶助を受けている者。ただし第2条第4号の減免対象に定める者のうち、入居者が生活保護法による住宅扶助の受給者で疾病等による長期入院加療のため住宅扶助を停止されたときに該当する場合は除く。

(2) 知事から住宅の交換又は明渡しを指示され、正当な理由なくしてこれに従わない者。

(3) 第2条各号に重複して該当する者については、併せて減額は行わない。

(4) 条例第42条第1項第1号から第5号に該当する者。

**(減免等申請手続)**

**第5条** 家賃の減免等を受けようとする者又は家賃の減免期間を更新しようとする者は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第15条に規定する申請書（規則第15条関係様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、減免事由の発生後速やかに（更新の場合にあつては、減免期間の満了する年度の末日までに）に知事に申請しなければならない。

(1) 入居者の住民票

(2) 収入の額を証明する書類

① 給与所得者にあつては、給与支払者発行の証明書及び市町村発行の所得証明書

② 事業所得者にあつては、市町村発行の所得証明書又は非課税証明書

③ 無職の者にあつては、民生委員発行の無職証明書及び市町村発行の所得証明書又は非課税証明書

④ 年金、恩給等の受給者は、受給証書の写し

⑤ 失業者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の退職証明書

⑥ 仕送り、その他生計費の出所を明らかにする書類

(3) 第2条第2号に該当する者は、医師の診断書及び療養に要した又は要する費用を証明する書類

(4) 第2条第3号に該当する者は、災害により被った損害を証明する書類

(5) 市町村発行の資産証明書

(6) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があった場合において、家賃の減免を決定したときは、その旨を規則第15条に規定する第28号様式により、減免しないときは、その旨及び理由を家賃減免不決定通知書(第1号様式)により、申請者に対し通知する。

#### (減免期間等)

**第6条** 家賃の減免期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する者又は第4号の減免対象に該当する者のうち、入居者が生活保護法による住宅扶助の受給者で疾病等による長期入院加療のため住宅扶助を停止されたときは、申請のあった日の属する月の翌月の1日(以下「減免開始日」という。)から減免開始日の属する年度の末日までとする。

(2) 前号に規定する場合を除き第2条第4号に該当する者は、知事が定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する減免期間の満了後において、減免事由が継続している場合にあつては、減免開始日から起算して12月を経過する日まで減免期間を更新する。

#### (家賃の徴収猶予)

**第7条** 知事は、第2条各号に該当する者であつて、家賃の支払い能力が6月以内に回復すると認められる場合は、家賃の徴収を猶予する。

2 第5条から前条までの規定は、前項の家賃の徴収猶予について準用する。

#### (届出の義務)

**第8条** 家賃の減免又は徴収猶予を受けている者は、家賃の減免又は徴収猶予の対象者でなくなったときは、速やかに家賃減免事由消滅届出書(第2号様式)により知事に届出なければならない。

(減免又は徴収猶予の取り消し)

**第9条** 知事は、家賃の減免又は徴収猶予を受けている者が、虚偽の申請により、家賃の減免又は徴収猶予を受けていることが判明したときは、当該決定を取り消す。

2 知事は、家賃の減免又は徴収猶予を受けている者から前条の届出があつた場合は、届出理由の発生した日の属する月の翌月から当該決定を取り消す。前条の届出がない場合において、減免又は徴収猶予の対象者に該当しなくなったことが判明したときも同様とする。

3 知事は、家賃の減免又は徴収猶予を受けている者が、減額後の家賃を滞納したときは、当該決定を取り消す。

4 前1項及び2項後段の規定に該当することにより、当該決定を取り消された者に対し、本来家賃と減額後の家賃の差額分を、取り消し事由の発生した月まで遡及して徴収する。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月9日から適用する。
- 2 この要綱の改正の際現に家賃の減免等を受けている者であつて、家賃の減額率を更新しようとする者は、知事に申請しなければならない。この場合においては、改正後の第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

別表（第3条第2号関係）

非婚世帯の家賃減額基準表

（その1）公営住宅における減額基準

寡婦（夫）控除前の 収入月額	寡婦（夫）控除を適用した 場合の収入月額	減額方法
～104,000 円	～104,000 円	減額0
104,001 円～123,000 円	～104,000 円	分位2→分位1
123,001 円～139,000 円	104,001 円～123,000 円	分位3→分位2
139,001 円～158,000 円	123,001 円～139,000 円	分位4→分位3
158,001 円～186,000 円	139,001 円～158,000 円	分位5→分位4
186,001 円～214,000 円	158,001 円～186,000 円	分位6→分位5
214,001 円～259,000 円	186,001 円～214,000 円	分位7→分位6
259,001 円～	214,001 円～259,000 円	分位8→分位7
259,001 円～	259,001 円～	減額0

※そのほか、寡婦（夫）控除後の収入月額が2ランク下がるのであれば、2ランク下げた分位の家賃まで減額する。

（その2）豊見城団地県改良住宅における減額基準

寡婦（夫）控除前の 収入月額	寡婦（夫）控除を適用した 場合の収入月額	割増賃料の減額方法
～114,000 円	～114,000 円	減額0
114,001 円～158,000 円	～114,000 円	家賃×0.3→割増無し
158,001 円～191,000 円	114,001 円～158,000 円	家賃×0.5→家賃×0.3

191,001 円～	158,001 円～191,000 円	家賃×0.8→家賃×0.5
191,001 円～	191,001 円～	減額0

家賃減免不決定通知書

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号  
殿

沖 縄 県 知 事 印

年 月 日付けで申請のあった家賃の減免については、次の理由により決定できませんので通知します。

理由

第2号様式 (第8条関係)

家賃減免（徴収猶予）事由消滅届出書

第 号  
年 月 日

沖 縄 県 知 事  
殿

県営住宅 団地 号  
印

年 月 日付け、第 号で決定通知のあった家賃の減免（徴収猶予）については、下記のとおり事由が消滅したので届出いたします。

記

減免決定内容		割合	金額	期 間
家賃	減免			年 月 日 から
	猶予			年 月 日 まで

理 由